公立世羅中央病院電子ピクトグラム表示端末付床頭台設備導入に係る

# 要求水準書

令和３年５月

世羅中央病院企業団　経営企画課

Ⅰ 総則

1. 位置づけ

 　 本水準書は、世羅中央病院企業団公立世羅中央病院（以下「当院」という。）が行う電子ピクトグラム表示端末付床頭台（以下「床頭台」という）設備の導入を実施するにあたり、床頭台設備機器事業者及びリース業者（以下「事業者」という。）を選定するために、その機能等に関して病院が要求する水準を示し、参加事業者の技術等の提案に具体的な指針を与えるものです。

なお、当院はこの要求水準書の内容を、技術等の提案の審査基準として用いる予定です。

1. 要求水準について
2. 機器の仕様等について

要求水準は、当院の基本仕様書及び、当院が要求する機能及び性能、安全性や操作性を規定するものです。機器の具体的な仕様、並びにそれらを構成する個々の部位、部品等の性能・仕様については、特記のない限り参加者がこの水準を満たすような提案を行ってください。

1. 創意工夫の発揮について

提案参加者は要求水準書に示された水準を効率的かつ合理的に満足するよう、積極的に創意工夫を発揮して提案を行ってください。なお、事業の目的と矛盾しない限りにおいて、要求水準書に示されていない部分について、安全性、効率性、使用操作性及び経済性を向上させるような提案があれば、当院はその効果、具現性、コストの適切性等に基づいてこれを評価します。

また、要求水準書において、当院が具体的な仕様等を定めている部分についても、その仕様と同等あるいはそれ以上の性能を満たし、かつ、事業の目的と矛盾しないことを参加者が明確に示した場合は、代替的な仕様の提案も評価します。

Ⅱ 設備機器の条件

１ 対象設備の概要

（１）設置施設

名　　称：公立世羅中央病院

所 在 地：広島県世羅郡世羅町大字本郷９１８番地３

設置年度：本館 平成１３年度

２　床頭台について

（１）床頭台設置機器及び台数

1)床頭台161台

2)液晶テレビ162台（予備１台を含む）

3)睡眠センサー　４０台

（２）機器仕様

1)床頭台

・基本仕様書のとおり

2)液晶テレビ

　　・基本仕様書のとおり

1. 利用者の利用条件
	1. テレビカード方式若しくは、一日毎の定額料金方式で提案を行ってください。

なお、定額料金方式の場合は、1日税込５５０円以内とする。

* 1. 患者が利用する際の申し込みについて、事業者が業務フローを整えること。
	2. 特別室、個室のテレビ使用は無償に出来るようにする。（対象場所は別途打ち合わせします）
1. 費用負担
	1. 床頭台等の設置、取り外し工事等の費用はリース業者負担とする。
	2. 床頭台等の修理費用はリース業者の負担とする。ただし、その原因が当院の責に帰す場合は当院負担とする。
	3. システム床頭台等の使用にかかる電気料は当院負担とする。
	4. NHK受信料はリース業者負担とする。
	5. ケーブルテレビ受信料は当院負担とする。

1. メンテナンス
	1. 修理依頼に対し、午前 8 時 30 分から午後 17 時00分の間は原則として即日対応し、この時間以外は随時対応をすること。
	2. 重度の故障は、予備機と交換すること。
	3. 金庫等のマスターキーは、事業者と当院双方で管理する。

1. 契約期間
	1. ７年間の総額をリース契約します。契約期間は、令和 3 年 11月 1 日から令和 10 年 10月 31 日までの間とし、リース料を当院が支払います。
	2. 床頭台は、令和 3 年11月 1 日から供用開始をすること。

1. その他
	1. 配線は、病室壁面コンセントまでは当院が、上記以外は事業者が設置し、それぞれ管理を行う。
	2. 当院の病床数 155床、令和2年度延入院患者数 53,212人、病床利用率 94.1％ である。
	3. 当院の改修等に伴い設置台数の変更が必要な場合は、変更契約等の協議を行うこと。

３ 電子ピクトグラム表示端末（以下「端末」という。）について

1. 導入設備の条件

導入する端末システムは、総合的な看護支援システム、ベッドサイドケア情報システムとしての役割を持つシステムとします。また、下記システム要件に記載の機能を概ね実現しており、且つ1年以上の安定した稼動実績を有することとします。なお、稼働実績確認のため、当該の導入先施設名称、病床数、稼働開始年月などを実績一覧に記載して提出してください。

1. 電子ピクトグラムシステムベンダー要件

システムの確実性、安定性を担保するため、次の要件を満たすこと。

1)当院で採用しているソフトウエアサービス社製電子カルテNWETONES2と連携し（４）システム要件に記載の機能を概ね実現しており、且つ1年以上の安定した稼働実績を有するベンダーであること。なお、稼働実績確認のため、当該の導入先施設名称、病床数、稼働開始年月、機能の実装状況が分かる資料などを提案書内及び実績一覧で明示すること。（実装状況が分かる資料については、任意様式で提出可。）

2)第三者の特許権、著作権、その他知的財産権等を侵害しておらず、また、第三者からこれらの知的財産権に抵触するとして、何らかの訴訟その他法的手続が係属していない製品、ベンダーであること。

1. システムサーバ要件

次の要件を満たすサーバを提供すること。

1)2台以上の冗長化構成であること。

2)サーバースペックは、当院の規模を考慮したうえで必要なスペックを選定すること。

3)サーバ以外の構成機器については、セキュリティに十分配慮した構成とすること。

4)当院サーバ室内のラックにマウントする仕様であること。 （日立製19ｲﾝﾁ　32U）

5)UPSの容量については、末期5分程度の容量のものを搭載すること。また、当院サーバ室内のラックにマウントする仕様であること。

6)障害時に早期復旧できるようバックアップの仕組みを構築すること。

（４） システム要件

1ソフトウエアサービス社製NEW TONES 2（以下、電子カルテ）内のデータベースと連携し、当院の指定する下記の項目情報を端末に自動的に表示・更新すること。

・電子カルテに登録された患者名

・電子カルテに登録された担当医療従事者名

・電子カルテに登録された当院が指定する患者の注意事項（電子化ピクトグラム）

・電子カルテに登録された当院が指定する患者の注意事項（注意例文）

・電子カルテに登録された禁忌・アレルギー情報

・電子カルテに登録された感染経路情報

・電子カルテに登録された救護区分情報

・電子カルテに登録された転倒転落危険度情報

・電子カルテに登録されたメッセージやお知らせ

・電子カルテに登録された検査や手術などの患者スケジュール

・電子カルテに登録された入院日情報

・電子カルテに登録された手術日情報

・電子カルテに登録された注射予定情報

・電子カルテに登録された検査結果

・電子カルテに登録された経過表のバイタル情報

・電子カルテに登録された食事情報

 以上は、電子カルテ端末でピクトグラム表示設定ができること。

（５）電子カルテ連携

 1)当システムは電子カルテに入力されたデータと連携ができること。

2)連携予定項目は、（４）システム要件参照とする。

 3)リアルタイムに連携できること 。

 4)タブレット端末の患者基本情報は、電子カルテの処理に連動し、自動で表示されること。

・電子カルテ側で入院処理が実施された際に、端末に患者情報が自動で表示されること。

・電子カルテ側で病床移動処理がされた際に、移動元の端末からは患者情報が自動で解除され、移動先のタブレット端末に患者情報が自動で表示されること。

 　 ・電子カルテ側で退院処理実施された際に、端末に自動で患者情報が解除されること。

（６）電子ピクトグラム表示端末ハードウェア要件

1)端末台数（162台、予備機1台を含む）であること。

2)端末は床頭台に確実な方法で固定できていること。

3)10インチ以上の液晶画面を有し、タッチパネル式で容易に操作が行えること。

5)端末は、医療機器に関するEMC（電磁波妨害・電磁感受性）規格

IEC/EN60601-1-2（JIS T 0601-1-2）を取得していること。

6)端末は清拭対応（次亜塩素酸ナトリウム、アルコール等）が可能であること。

7)端末にMifare、Felicaの通信規格に対応するリーダ・ライタ機能を有する機器を内蔵又はUSB接続して搭載すること。

8)無線LAN・有線LAN共に利用できる仕様であること。

9)無線LANは、2.4GHｚ/5GHｚ共に利用できること。

10)端末の日時を正確に補正する機能を有すること。

（７）端末機能的な要件

 　1)ピクトグラムの確認ができること

2)同姓同名の患者が複数入院している場合は自動的にアラート表示がされる仕様であること。

3)ピクトグラム以外に、注意喚起文字、転倒転落危険度、禁忌・アレルギー情報が表示できること。

4)電子カルテとは別のシステムから一部または全部のピクトグラムの入力・修正を行う仕組みは要件を満たさないものとする。

5)患者及び職員が床頭台の各部やテレビを操作する際の妨げにならず、常に視認できるように床頭台などに固定して設置されていること。

6)消灯時間帯（消灯から起床までの時間）は自動で画面が暗転し、画面タッチで一定時間点灯、指定時間経過後に自動で暗転する機能を有すること。

 　 7)表示画面は、通常表示されるメイン画面と、許可された職員が操作し認証された際に表示されサブ画面の２画面以上の構成とする。

 　 8)床頭台など一緒に端末を移動させる際には、端末に表示されている情報が消えないこと。

9)導入、運用開始後であっても、ピクトグラムの仕様やデザインの追加・変更・削除には柔軟に対応すること。

10)端末のICカードリーダーにICチップメモリ搭載のバイタル測定器をかざすことでデータを伝送し、電子カルテに登録できる仕組みを有すること。対象機器は当院の指定するメーカーの体温計、血圧計、SpO2、血糖測定器の4種とすること。

11)バイタルデータの登録にあたっては、患者認証状態から職員認証を行ったうえで実施する仕組みであること。

（８）セキュリティ要件

次のセキュリティ要件をシステム上で構築すること。

1)患者の転床時には、転床先で直ちに当該患者のピクトグラムを表示できること。

2)端末の紛失又は盗難があった場合に備え、端末内に保有・保存できる患者情報は患者ＩＤのみとし、患者情報等は端末内に保有・保存しない仕様であること。

3)複数の端末に同一患者情報が重複表示されない仕組みを構築すること。

4)患者の退院時には電子カルテと連携して退院処理（初期化）が自動で行われること。

5)任意の時間の無操作状態の継続、または所定の操作により指定した部分の情報が隠れるなど個人情報に配慮すること。

6)患者認証を経て表示された、患者も参照できる電子化ピクトグラムや患者スケジュール等の医療情報を含む画面から、当院が指定する詳細診療情報参照画面やバイタルデータ登録画面等の職員専用画面に遷移するにあたっては、職員ICカードまたは暗証番号等による職員認証が必要な仕様とすること。

7)外部に患者情報が流出しないセキュリティ機能を有すること。

（９）保守要件

次の保守要件を満たすこと。

1)月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～ 1月3日）を除き、以下「平日」という。）の9時から17時において、当院から障害発生の連絡を受け付け、必要に応じて2時間以内に技術者を派遣し、修理及び点検に着手・復旧できる体制とすること。

2)上記時間以外にも24時間365日当該連絡を受け付けられる時間外電話対応窓口を有する体制とすること。

3)システムサーバ及びベッドサイド端末の稼働状況につき遠隔にて監視・メンテナンスを行える体制とすること。

4)故障が発生した場合は速やかに交換できるよう、予めハードウェア予備機を用意すること。

４ 業務の実施体制

 利用者の利便性を確保するため、随時の受付・提供が可能で、利用者にとって利用しやすい方法を提案すること。また、当院職員の負担を軽減するという視点を踏まえて提案すること。

1. テレビの利用案内

1)テレビの利用案内について、利用者に対して説明資料を用いてわかりやすい資料を作成すること。

2)利用者の契約手続きの業務フローについては、病院職員と連携しながら作成すること。

1. 病院職員との連携

 1)契約から運用開始までの導入期間については、ワーキンググループ（設置予定）との協議を行い、より当院の医療従事者の働き方改革となるようシステム構築をすること。

2)運用開始前は、病院職員への説明会を実施し、円滑に事業が実施できるよう配慮すること。

3)事業開始後は、病院職員からの要望を可能な限り反映するなど、病院職員と連携を図りながら実施すること。

５ その他

 1)業務に際して知り得た個人情報については、業務中もとより業務終了後においてもこれを第三者に漏洩してはならない。

2)本仕様書に記載されていない事項については、双方誠意を持って協議し定めることとする。